# 与論町児童発達支援センターほのぼの・重要事項説明書

この重要事項説明書は、与論町児童発達支援センターほのぼのと通所契約の締結を希望される方に対して、当施設の概要や提供される支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

# 目 次

1	事業者の概	要•	•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	事業所の概	要•	•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	事業の目的		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
4	運営方針・		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5	職員の体制		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
6	事業所の施	設設	備の	の概	要	•	•	•	 •	•	•	•	•	•		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
7	当事業所が	提供	する	る支	援	内邻	容	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
8	利用料••		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
9	利用に当た	って	の旨	留意	事	項	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
10	緊急時の対	応・	•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
11	非常災害対																												
12	秘密保持•		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
13	苦情·相談	の受	付に	ナに	つ	۱٠-	7	•		•		•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•			•	•	4

# 1 事業者の概要

名			称	与論町
代	表	表		与論町長 山 元宗
所	在	在		〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花 1418 番地 1
電	話	番	号	0997-97-3111
F	A X	番	号	0997-97-4196

# 2 事業所の概要

事	業所	の名	称	与論町児童発達支援センターほのぼの
事	事業所の所在地			〒891-9308 鹿児島県大島郡与論町那間 3348 番地 1
設 置 者			者	与論町長 山 元宗
管	理	1	者	所長 阿野 斉
旧之	<b></b> 経達支援	2 答 珊 丰 .	イ. 耂	副所長 吉田 朋子
)	1. 一里文协	官理貝/	<b></b>	主任保育士 川北 英代
				(1) 児童発達支援
事	業	内	容	(2) 放課後等デイサービス
				(3) 保育所等訪問支援
				障害のある児童(18 歳未満の身体障害者、知的障害者、精神
利	用	象	者	障害者(発達障害を含む)及び難病等対象者)又はその可能
				性のある児童で、通所受給者証の交付を受けた者。
利	用	定	員	1 6名
				(利用定員とは、当事業所において「同時に」サービスの提
				供を受けることができる「利用者数の上限」をいいます。)
開	所	ŕ	日	条例に規定する休所日(日曜日、月曜日、祝日、年末年始等)
J#1	19	I	Н	を除く火曜日から土曜日まで
休	所	Í	日	日曜日、月曜日、祝日、年末年始等
開	所	時	間	火曜日~金曜日 8:30~18:15
卅	171	н4.	H]	土曜日、長期休業日 8:30~17:15
				(1)児童発達支援:火曜日~土曜日 9:30~12:30
活	動	時	間	(2) 放課後等デイサービス
10	<del>3</del> 9)	нД.	l±1	【単位1】: 火曜日~金曜日 14:30~17:30
				【単位2】: 土曜日、長期休業日 9:30~16:00

# 3 事業の目的

# (1) 児童発達支援

未就学児の利用者に対して、子どもの障害の状態及び発達の過程・特性等に十分に配慮しながら、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行い、子どもの成長を支援することを目的とします。

# (2) 放課後等デイサービス

就学児の利用者に対して、学校の授業の終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な 訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行い、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、 体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことを目的とします。

#### (3) 保育所等訪問支援

認定こども園又は小学校(以下「認定こども園等」という。)を訪問し、利用者に対して、 利用者以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うこと を目的とします。

#### 4 運営方針

- (1) 利用者の最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援に当たります。
- (2) 利用者個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援に努めます。
- (3) 利用者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、認定こども園等と連携を図りながら支援を行います。
- (4) 保護者や地域の様々な社会資源との緊密な連携のもとで、利用者の状態等を踏まえて支援を行います。
- (5) 児童福祉法及びその他関係法令等を遵守し、事業を実施します。

#### 5 職員の体制

職種	常勤	非常勤	備考
管理者	1 (専従)		所長
児童発達支援管理責任者	2 (兼務)		
保育士	4 (専従)	1 (専従)	
児童指導員	1 (兼務)		
訪問支援員	2 (兼務)		
調理師	1 (専従)		
嘱託医		1 (兼務)	与論徳洲会病院 院長

# 6 事業所の施設設備の概要

設備の種類	室数	備考
指導訓練室A	1室	49. 6 m²
指導訓練室B	1室	49. 5 m <sup>2</sup>
遊戲室	1室	49. 8 m²
多目的室(医務室・相談室、 乳児室・ほふく室・静養室)	1室	56. 0 m²
便所	1室	24. 5 m²
調理室	1室	33. 6 m²
事務室	1室	30. 3 m <sup>2</sup>

#### 7 当事業所が提供する支援内容

- (1) 児童発達支援
  - ① 発達支援

ア 本人支援 利用者が、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう支援します。

- イ 移行支援 利用者が、地域の保育・教育等の支援を受けられるようにしていくととも に、同年代の子どもとの仲間作りを支援します。
- ② 家族支援 利用者を育てる家族に対して、障害の特性や発達の各段階に応じて、利用者 の「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に置いて丁寧な支援を行います。
- ③ 地域支援 利用者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、認 定こども園等の子育て支援機関等の関係機関との連携を進め、地域の子育て環境や支援体 制の構築を図るための支援を行います。
- (2) 放課後等デイサービス
  - ① 学校に就学している利用者に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与し、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の利用者の状況に応じた発達支援を行います。
  - ② 共生社会の実現に向けた後方支援 利用者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障するため、 必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図るなどの支援を行います。
  - ③ 保護者支援

ア 子育ての悩み等に対する相談を行います。

イ 家庭内での養育等について、ペアレント・プログラム等を活用しながら子どもの育ち を支える力をつけられるよう支援を行います。

ウ 保護者の時間を保障するため、ケアを一時的に代行する支援を行います。

- (3) 保育所等訪問支援
  - ① 認定こども園等を訪問し、利用者に対して、当該施設における利用者以外の児童との集団生活への適応のための支援を行います。
  - ② 認定こども園等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行います。

#### 8 利用料

- (1) 事業所が利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額は次に掲げるとおりです。
  - ① 通所給付費に係る法で規定されている利用者負担額は、条例により与論町が負担することとし免除します。ただし、免除申請書の提出が必要となります。
  - ② 給食費は、認定こども園給食費又は学校給食費と同額となります。なお、生活保護世帯については免除しております。

0~2歳児クラス:0円、3~5歳児クラス:40円

小学生:165円、中学生:195円、保護者(母子通園):240円

- ③ 日常生活において通常必要となるものに係る費用は、実費相当額となります。
- ④ その他、特に納付を要するものとして町長が認める費用の額
- (2) (1)の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者の保護者に対し交付します。
- (3) (1)の③④の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者の保護者に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の保護者の同意を得るものとします。

# 9 利用に当たっての留意事項

- (1) 通所受給者証記載事項に変更があった場合は、速やかに職員にお知らせください。
- (2) 感染症の予防にご協力をお願いします。
- (3) 利用者の健康管理に必要な情報をご提供ください。
- (4) 利用予定日時の変更又は中止があった場合は、原則として利用日の前日までにご連絡ください。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従ってください。

#### 10 緊急時の対応

(1) 利用者の事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに保護者、協力医療機関又は主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じます。

#### (2) 協力医療機関

病 院 名	与論徳洲会病院
住 所	与論町茶花 403 番地 1
電 話 番 号	0997-97-2511

#### (3) 損害賠償について

利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、利用者に重過失がある場合は、賠償責任の免除又は賠償額を減額されることがあります。また、事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

#### 11 非常災害対策

- (1) 非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の避難方法や、関係機関への通報及び連絡体制を整備しています。
- (2) 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (3) 管理者は、重大な災害の発生や台風の接近等により危険が見込まれる場合には、利用者の安全確保のために、状況に応じて臨時休所とする等の適切な対応を行います。
- (4) 職員は、障害種別や障害の特性ごとの災害時対応に努めます。

#### 12 秘密保持

職員は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らすことはありません。

# 13 苦情・相談の受付けについて

(1) 支援に対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなど利用に関するご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦	情	• 相	談	受	付	窓	П	副所長 吉田 朋子 受付時間 火曜日~土曜日 8:30~18:15 電話番号 0997-97-4668
苦	情	解	決	責	1	£	者	所長 阿野 斉

# (2) 行政機関その他苦情受付機関

与論町役場 町民生活課児童福祉係	電話番号	与論町茶花 1418 番地 1 0997-97-4930 8:30~17:00
第三者委員 (民生委員・児童委員)		吉田 富子 与論町茶花 2541 番地 0997-97-3103
(民生委員・主任児童委員)		川畑 こず枝 与論町茶花 1583 番地 1 0997-97-2022
(民生委員・主任児童委員)		与論町茶花 185 番地 2

□ 児童発達支援 □ 放課後等デイサービス □ 保育所等訪問支	え援
---------------------------------	----

上記の選択した項目の指定通所支援事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明 を行いました。

令和 年 月 日

管理者 所長 阿野 斉

説明者 職名

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所支援の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者 氏 名

保護者 住 所 与論町大字

氏 名 印